

# 訪問介護事業所あつた介護 運営規程

## (目的)

第1条 この規定は、有限会社ナドワードが開設するあつた介護（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護職員が、要介護状態にある利用者に対し適正な訪問介護を提供することを目的とする。

## (事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定訪問介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、市、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名所等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 あつた介護
- (2) 所在地 さいたま市緑区大間木 435-1

## (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 2人

事業所に対する指定訪問介護等の利用の申し込みに係る調整、訪問介護職員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護職員 9人

指定訪問介護等の提供に当たる。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始、お盆期間中を除く。

(2) 営業時間 9時から18時までとする。ただし、電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(指定訪問介護の内容)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助
- (3) 通院等乗降介助

(指定訪問介護等の利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。

- 2 緊急やむを得ない理由がある場合を除き、サービス実施日の前々日 18:00 までに申し出なくサービスの利用を中止又は変更した場合は、サービス前々日の 18:00 から前日 18:00 までは 800 円、前日 18:00 からサービス当日 30 分までは 1,500 円のキャンセル料をいただく事とする。
- 3 第8条に定める通常の事業の実施地域、さいたま市（主に緑区、見沼区、南区、浦和区）以外で行う指定訪問介護に要した交通費は、実費を徴収する場合がある。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、さいたま市（主に緑区、見沼区、南区、浦和区）とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護のサービス提供中に利用者の病状の急変および事故等が発生した場合は、サービス提供責任者または管理者に報告し、主治医または救急病院に搬送する等の必要な措置を講じるとともに、速やかに緊急連絡先へ連絡する。また、必要に応じて警察機関・関連機関等へ連絡するとともに、関連する法令に基づき、都道府県・市町村ほかへ連絡・報告をする。

(苦情処理)

第10条 指定訪問介護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定訪問介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定訪問介護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供した指訪問介護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第 11 条 利用者に対する指定訪問介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策や指針を整備し、訪問介護職員等に周知徹底を図る。
- (2) 訪問介護職員に対し、虐待の防止のための研修を実施する。
- 2 事業所はサービス提供中に当該事業所従業者又は、養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第 13 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約書の内容に含むものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回以上
- 2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社ナドード取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(サービスの利用料その他の費用の項目及び虐待防止に関する事項を追加)